諮問番号:令和5年度(2023年度)諮問第2号

答申番号:令和5年度(2023年度)答申第2号

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「○○福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条第2項に基づく生活保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)に係る令和5年(2023年)4月11日付け審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

# 第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

満年齢を理由として本件処分を行ったことは、年齢差別であり、法的権利 又は利益を侵害されている。したがって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

#### 第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

- 2 理由
- (1) 年齢改定について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年(1963年)4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10-1-(1)において、「基準生活費の算定に係る満年齢の

切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。」とされ、局長通知第10-1-(2)において、「4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。」とされている。

また、基準生活費については、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年(1963年)厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)別表第1-第1章基準生活費(第1類)において、年齢別によって基準額が異なっており、70歳から74歳までと、75歳以上とで基準額が区分されている。

本件についてみると、審査請求人は、昭和〇〇年(〇〇年)〇〇月〇〇日生まれであり、令和4年(2022年)〇〇月〇〇日をもって満年齢75歳となり、令和5年(2023年)3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達したことが認められる。

したがって、審査請求人が、令和5年(2023年)3月31日までに 基準生活費の変更を必要とする満年齢に達したとして、同年4月1日に 基準生活費の算定に係る満年齢の切替えを行った処分庁の判断に違法又 は不当な点はない。

### (2) 基準生活費の算定について

基準生活費については、保護基準別表第1-第1章の基準生活費(第1類)において、年齢別によって基準額が異なっており、70歳から74歳までと、75歳以上とで基準額が区分されている。

審査請求人は、地域の級地区分が〇級地一〇である地域に居住する単身者であり、年齢別区分が75歳以上の基準額に該当することから、保護基準別表第1−第1章−1−(2)の基準生活費の算定に基づき、令和5年(2023年)4月分の基準生活費を算定すると、次のようになる。

基準生活費(75歳以上)

A  $\bigcirc$ 〇円(第1類基準額②)×1.0(逓減率②)+〇〇円(第2類基準額②)=〇〇円

ただし書を適用の場合

○○円(第1類基準額①)×1.0(逓減率①)+○○円(第2類基

準額①) = ○ ○ 円

〇〇円>〇〇円

したがって、〇〇円となる。

- B 経過的加算額は、世帯人員別1人の場合は0円。
- C 地区別冬季加算額は、熊本県はVI区に該当するが、11月から3月まで適用されるものであるため、0円。

したがって、 $A+B+C=\bigcirc\bigcirc$ 円+0円+0円 $=\bigcirc\bigcirc$ 円となる。

上記の基準生活費の金額は、本件処分通知書に係る最低生活費(生活 扶助)と一致しており、本件処分は、保護基準に基づき適正に算定され たものと認められる。

したがって、処分庁は、法及び局長通知等に則って本件処分を行って おり、本件処分を取り消すべきとする審査請求人の主張は認められない。

# 第4 調査審議の経過

令和5年(2023年) 8月 1日 審査庁から諮問

9月11日 第1回審議

9月27日 第2回審議

#### 第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

- 2 本件処分の適法性及び妥当性
- (1) 本件処分について

ア 年齢改定について

法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされ、同条第2項では、保護基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最

低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」とされている。これらの規定を受けて厚生労働大臣が定める保護基準別表第1-第1章基準生活費-1-(1)の第1類の表では、「70歳から74歳」や「75歳以上」等の年齢別の区分ごとに基準額が定められている。

法第25条第2項の規定による保護の変更等の生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、同法第245条の9第3項の規定により、各大臣は、市町村が第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(以下「処理基準」という。)を定めることができるとされている。これに基づき、厚生労働大臣が処理基準として定める局長通知第10-1-(1)では、「保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。」とされ、局長通知第10-1-(2)において、「4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。」とされている。

本件処分についてみると、審査請求人の生年月日は、昭和〇〇年(〇〇年)〇〇月〇〇日であり、令和4年(2022年)〇〇月〇〇日の満了によって満年齢が75歳に達したことから、処分庁が、審査請求人は令和5年(2023年)3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢75歳に達した者として、基準生活費の算定において保護基準の年齢区分「75歳以上」を適用し、満年齢の切替えを令和5年(2023年)4月1日に行ったことについて、違法又は不当な点があったとは認められない。

# イ 基準生活費の算定について

本件処分における基準生活費の算定は、保護基準が定める年齢別、 世帯構成別、所在地域別などの区分に正確に当てはめた上で行われて おり、違算も認められないことから、法の規定及び保護基準に従って適 正に行われたものと認められる。

# ウ 処分理由の記載について

法第25条第2項において準用する法第24条第4項では、決定通知書に理由を付さなければならないとされている。また、行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項本文では、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とされており、同条第3項では、「不利益処分を書面でするときは、(略)理由は、書面により示さなければならない。」とされている。

これを本件処分についてみると、本件処分の通知書の「満年齢を切替えます。」との記載により、年齢改定により本件処分が行われたことについては、審査請求人自身も理解し得ることから、本件処分の通知書の記載に違法又は不当な点があったとは認められない。

### (2)審査請求人の主張について

本件において、審査請求人は、満年齢を理由として本件処分を行ったことは、年齢差別であり、法的権利又は利益を侵害されていると主張している。

法第3条及び第8条第2項の規定にいう「最低限度の生活」は、「抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、これを保護基準において具体化するに当たっては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである」とされており(最高裁昭和51年(行ツ)第30号昭和57年(1982年)7月7日大法廷判決参照)、保護基準の具体的な内容については、厚生労働大臣に高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的な見地からの裁量権が認められる。

なお、基準生活費について、保護基準別表第1-第1章基準生活費-1-(1)の第1類は、飲食物費や被服費のように個人単位に算定できる生計費を表示したものであり、年齢によって生じる需要の差が配慮されている。

また、(1)に述べたとおり、本件処分による保護費の減額は、法、保 護基準及び局長通知に従って適正に行われていると認められる。 よって、審査請求人の主張は採用できない。

# 3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審 査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員宮田房之

委 員 井 寺 美 穂

委員 不動洋子